

【第6号議案】

篠山中学校 P T A 規約改正について

※次のように規約を改正（追加）する

第6章 会 議

【現 行】

第11条 本会に次の会議をおく。

① 総 会

総会は定例総会と臨時総会とし、定例総会は年1回開催、臨時総会は必要に応じて開くことができる。

総会は会員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、委任状をもって出席にかえることができる。

総会に付議すべき事項は次の通りとする。

- ① 規約の改正に関する事
- ② 事業の計画および報告の承認に関する事。
- ③ 予算の決定および決算の認定に関する事。
- ④ 役員承認に関する事。
- ⑤ その他特に重要な事。



【改正後】

第11条 本会に次の会議をおく。

① 総 会

総会は定例総会と臨時総会とし、定例総会は年1回開催、臨時総会は必要に応じて開くことができる。

総会は会員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、委任状をもって出席にかえることができる。

非常事態等、会員が一同に参集できない場合は、書面による審議の上、書面
表決にて決議する。 ←追加

総会に付議すべき事項は次の通りとする。

- ① 規約の改正に関する事
- ② 事業の計画および報告の承認に関する事。
- ③ 予算の決定および決算の認定に関する事。
- ④ 役員承認に関する事。
- ⑤ その他特に重要な事。